

第 8 2 号議案

足立区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 6 月 1 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

足立区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関
する基準を定める条例（平成 2 5 年足立区条例第 1 5 号）の一部を次の
ように改正する。

第 6 条中「法第 7 8 条の 2 第 4 項第 1 号及び」を削り、同条を同条第
2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

法第 7 8 条の 2 第 4 項第 1 号の規定により条例で定める者は、法人
又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小
規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）
とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

介護保険法施行規則の改正に伴い、指定地域密着型サービス事業者の
指定に係る資格を改める必要があるので、この条例案を提出いたします。